

（令和2年5月1日現在）

<p>1. ご利用 いただける方</p>	<p>以下のすべての条件を満たすことができる個人のお客様が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入間市にお住まいをご新築・ご購入される方 ・ 満20歳以上満70歳未満で、最終ご返済時年齢満80歳以下の方 ・ 勤続年数が1年以上(法人役員・自営業者の方は3年以上)ある方 ※派遣社員・パート・アルバイトおよび育児休業中の方はご利用できません。 ※契約社員・嘱託社員の方は定年退職後引き続き同一勤務先に勤務している方に限ります。(勤続年数は定年退職前からの通算) ※年金受給者の方は国民年金・厚生年金・各種共済年金のうち、老齢や退職を支給事由とする年金(老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金)を受給している方に限ります。 ・ 安定継続した収入があり、前年の税込年収が100万円以上ある方 ・ (一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ・ 原則、日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方 ・ 団体信用生命保険にご加入可能な方 ・ 当金庫の会員または会員となる資格を有する方 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方
<p>2. 資金使途</p>	<p>お申込人様が入間市に居住するために必要となる以下の資金が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地、建物購入資金(中古住宅購入の場合は同時に行うリフォーム資金も可) ・ 建物新築資金 ・付帯費用
<p>3. お借入金額</p>	<p>50万円以上 8,000万円以内（1万円単位）</p>
<p>4. お借入期間</p>	<p>1年以上 35年以内（資金使途によって制約がございます）</p>
<p>5. お借入金利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利型、固定金利特約付変動金利型のいずれかのお金利制度をお選びいただけます。 ・ お借入金利は、お申込日時点ではなく、実際にお借入れいただく日の金利が適用されます。 <p>変動金利型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お借入れ後の金利の見直しは年2回、毎年4月1日と10月1日の当金庫所定の住宅ローン基準金利を基準として行います。金利は、前回基準日の基準金利と現在基準日の基準金利の変更幅と同じだけ引上げまたは引下げいたします。 ・ 4月1日基準の住宅ローン金利は6月の約定返済日の翌日から、10月1日基準の住宅ローン金利は12月の約定返済日の翌日から適用されます。 ※増額返済分(ボーナス返済分)がある場合は、増額返済日の翌日から適用されます。 ・ 金利の変動があった場合でもお借入日より10月1日を5回経過するまでは、毎月のご返済金額の中で元金返済分と利息分との割合で調整いたします。以後10月1日を5回経過するごとに再計算して新しいご返済金額に見直しさせていただきます。 ・ 金利が大幅に上昇した場合でも新しいご返済金額は前回のご返済金額の1.25倍を上限とし、それを超えることはありません。ご返済金額が減少する場合は、そのまま減額いたします。 ・ 新しいご返済額は、書面にてご連絡いたします。 ・ 最終回返済額は、最終元金残高に最終回利息を加えた額となります。なお、未払利息がある場合は、未払利息も加えた額となります。 ・ 変動金利型から固定金利特約付変動金利型へ変更する場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。 <p>固定金利特約付変動金利型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利特約期間(3年固定、5年固定、10年固定)のいずれかをお選びいただけます。 ※お借入残存期間を超える固定金利特約期間はお選びいただけません。 ・ 固定金利特約期間中は、ご返済額の見直しはありません。 ・ 固定金利特約期間中は、他の金利制度への変更はできません。 ・ 固定金利特約期間終了後は、変動金利型、固定金利特約付変動金利型(固定金利特約期間)をお選びいただけます。適用金利は、その時点での当金庫所定の住宅ローン基準金利を基準に見直しさせていただきます。金利の再選択について特にお申し出がない場合は、変動金利型に変更させていただきます。その際、新お借入金利、残存元本、残存期間に基づき新しいご返済額に見直しさせていただきます。 ・ 固定金利特約期間再選択時は、当金庫所定の手数料が必要となります。

6. ご返済方法	<p>毎月元利均等返済(元金返済据置可能期間は1年以内です) ※お借入金額の50%まで、6ヶ月ごとのボーナス月増額返済もお選びいただけます。</p>																
7. 保証人、保証料	<p>・保証会社が保証いたしますので、原則として別途保証人をたてていただく必要はございません。ただし、所得合算される方、その他必要と認められる場合は連帯保証人となっていただきます。また、担保提供される方は物上保証人となっていただきます。</p> <p>・次の保証料を一括前払方式にてお支払いいただきます。</p> <p>[保証料例] (お借入金額100万円の場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>借入期間</td> <td>5年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> <td>20年</td> <td>25年</td> <td>30年</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>3,400円</td> <td>6,600円</td> <td>9,600円</td> <td>12,400円</td> <td>14,900円</td> <td>17,000円</td> <td>18,900円</td> </tr> </table> <p>※借入期間を短縮された場合は、保証会社所定の計算方法により保証料を返戻いたします。</p>	借入期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	保証料	3,400円	6,600円	9,600円	12,400円	14,900円	17,000円	18,900円
借入期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年										
保証料	3,400円	6,600円	9,600円	12,400円	14,900円	17,000円	18,900円										
8. 担保	<p>当金庫が、お借入対象物件(土地・建物)に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。</p> <p>※担保設定に要する費用については、お客様にご負担いただきます。</p>																
9. 団体信用生命保険	<p>以下のいずれかの団体信用生命保険にご加入いただきます。</p> <p>・一般団信(SBI生命保険・明治安田生命) ※保険料は当金庫が負担いたします。 ※SBI生命保険の一般団信(ワイド団信)は当金庫所定の金利+0.3%となります。</p> <p>・SBI生命保険(全疾病保障特約付団体信用生命保険) ※お借入金利が当金庫所定の住宅ローン金利+0.2%となります。</p> <p>・信用金庫団信(団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険) ※お借入金利が当金庫所定の住宅ローン金利+年0.3%となります。</p>																
10. 火災保険	<p>当金庫および保証会社の審査結果により、建物に火災保険をおかけいただき、その保険金請求権等に質権を設定させていただくことがあります。</p>																
11. 手数料	<p>・不動産担保事務手数料として、33,000円をお支払いいただきます。</p> <p>・固定金利特約期間の設定・再設定手数料として、5,500円をお支払いいただきます。 ※お借入時の固定金利特約期間設定手数料は、無料となります。</p> <p>・繰上返済や条件変更を行う場合は、当金庫所定の事務手数料をお支払いいただきます。 ※詳細は別紙『住宅ローン・消費者ローンの手数料一覧表』をご覧ください。</p>																
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはリスク管理統括部お客様相談担当(9時～17時、電話:042-972-8176)にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター等ならびに埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お客様相談担当、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)または埼玉弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫営業推進部お客様相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>																
13. その他	<p>・手数料は、令和1年10月1日現在のものになります。</p> <p>・現在のお借入金利については、当金庫入間支店、黒須支店、仏子支店、入間西支店、武蔵藤沢支店までお問合せください。</p> <p>・対象となる物件が建築基準法等に違反する場合は、お借入の申込みをご遠慮いただいております。</p> <p>・対象となる物件の所在地や面積等によりご利用いただけない場合があります。</p> <p>・以下の場合は、固定金利特約期間終了後に変動金利となります。</p> <p>①元利金の返済が、遅延している場合(基準金利での見直しになります)</p> <p>②お借入の最終期限までの期間が、選択する固定金利特約期間より短い場合</p> <p>・お借入総額が700万円を超える場合には出資が必要となります。</p> <p>・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・当金庫窓口や当金庫のホームページにて返済額の試算をいたします。</p>																

ひと、まち、きずな大切に。